

平成28年度 茨城県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成28年度茨城県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成28年度茨城県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「267事業所」を「264事業所」に、同条第2号中「323,320,893㎡」を「320,310,373㎡」に、同条第3号中「885,811㎡」を「877,563㎡」に、同条第4号中「448,491千円」を「519,286千円」に、「3,023,107千円」を「2,603,787千円」に、「2,888,235千円」を「2,800,589千円」に、「477,422千円」を「409,713千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 事業収益	13,975,950千円		634,686千円	14,610,636千円
第1項 営業収益	12,464,330千円		△ 344,342千円	12,119,988千円
第2項 営業外収益	1,505,316千円		△ 8,147千円	1,497,169千円
第3項 特別利益	6,304千円		987,175千円	993,479千円
		支	出	
第1款 事業費用	11,107,919千円		△ 528,041千円	10,579,878千円
第1項 営業費用	10,088,762千円		△ 543,709千円	9,545,053千円
第2項 営業外費用	1,008,557千円		15,762千円	1,024,319千円
第3項 特別損失	600千円		△ 94千円	506千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「6,922,557千円」を「6,471,366千円」に、「3,426,467千円」を「3,043,927千円」に、「2,844,406千円」を「一千円」に、「172,322千円」を「137,231千円」に、「及び減債積立金479,362千円」を「減債積立金2,133,213千円及び建設改良積立金1,156,995千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 資本的収入	3,930,326千円		△ 138,318千円	3,792,008千円
第1項 国庫補助金	743,500千円		218,834千円	962,334千円
第2項 企業債	2,804,600千円		△ 155,500千円	2,649,100千円
第3項 負担金	155,670千円		△ 1,652千円	154,018千円
第4項 基金繰入金	200,000千円		△ 200,000千円	一千円
		支	出	
第1款 資本的支出	10,852,883千円		△ 589,509千円	10,263,374千円
第1項 建設改良費	6,837,255千円		△ 503,880千円	6,333,375千円
第2項 資産購入費	5,567千円		△ 2,468千円	3,099千円

第3項 償 還 金	3,237,974千円	△	1千円	3,237,973千円
第4項 補 助 金 返 還 金	81,027千円	△	81,027千円	－千円
第5項 基 金 積 立 金	691,060千円	△	2,133千円	688,927千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「2,804,600千円」を「2,649,100千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「719,805千円」を「657,856千円」に、同条第2号中「302千円」を「155千円」に改める。